

～船員組合員のみなさまへ～

令和4年4月分から 短期給付及び福祉事業の掛金率が変わります

(単位：千分率)

区 分	現 行	令和4年4月～	現行との差
短期給付	41.09 (43.18)*	42.03 (44.08)*	0.94 (0.90)*
福祉事業	1.18	1.28	0.10
合 計	42.27 (44.36)*	43.31 (45.36)*	1.04 (1.00)*

* () 内は一般組合員に係る掛金率です。

- 当組合では、減少傾向にあった組合員数が増加に転じたこと等を背景に、平成29年度から暫定的に短期給付の財源率を引き下げてまいりました。
- しかしながら、今後当組合の短期経理財政は厳しい運営が予想され、令和7年度には短期積立金が枯渇することも見込まれています。このため、暫定的な引下げを継続しますが、その割合については、令和4年度から、千分の1復元することとしました（上表の四角囲い部分に該当）。
- あわせて、福祉事業の財源率も、健康増進等のために必要な事業費を確保する観点から、令和4年度から引き上げることとしました。その財源は、上記の復元の財源の一部を活用することとしています。
- なお、このような掛金率の変更については、単年度の変更幅をなるべく小さくする、剰余金を活用するなど、できる限り組合員のみなさまの負担に配慮したものとしています。
- また、船員保険法が適用される組合員（以下「船員組合員」といいます。）の短期給付に係る掛金率については、道府県（船舶所有者）の負担金の割合が高く設定されることにより、軽減される仕組みとなっています。船員組合員に係る道府県（船舶所有者）の負担金の割合は、「一般組合員の財源率」に、船員保険法の規定による財源率のうち「船舶所有者の負担割合」と同一の割合を乗じて算定することとされています。
- これらを踏まえ、当組合における掛金率を算定した結果、令和4年4月分以降の掛金率は、上表のとおりとなりました。詳細は、裏面及び当組合のホームページをご覧ください。

■掛金額への影響

平均的な組合員の場合

（標準報酬の月額が44万円、標準期末手当等の額が年額160万円）

- 標準報酬の月額に基づき算定される掛金は、月額458円増加
- 標準期末手当等の額に基づき算定される掛金は、年額1,664円増加
- 以上により、年額で7,160円の増加



地方職員共済組合ホームページ

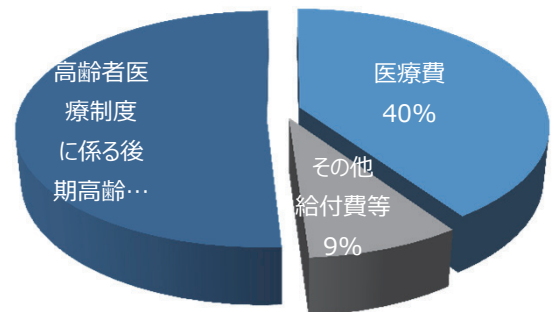
短期経理財政の今後の見通しについて

当組合の短期経理における支出は、約50%が高齢者医療制度に係る後期高齢者支援金等、約40%が医療費（組合員・被扶養者）です。

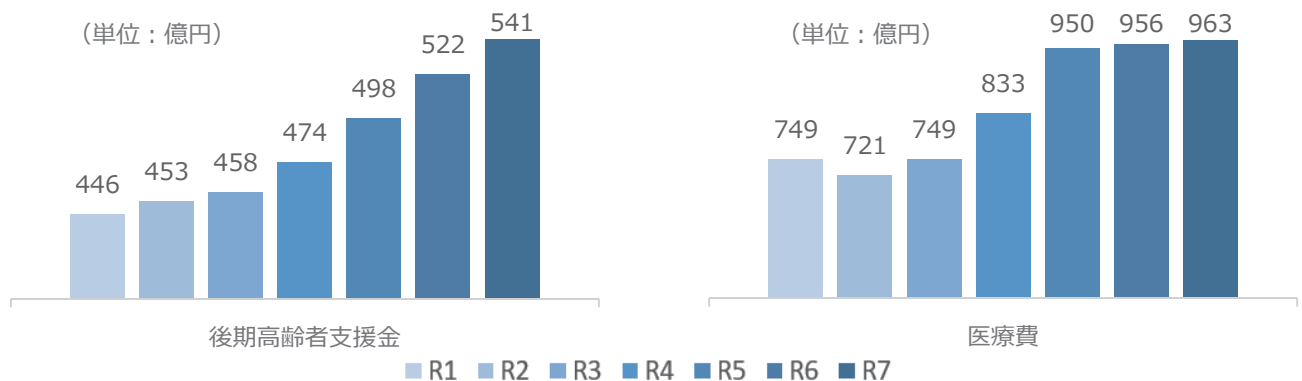
今後は、団塊の世代が後期高齢者に移行することに伴い、高齢者医療制度に係る後期高齢者支援金等について増加が見込まれます。また、新型コロナウイルス感染症による受診控えの回復や令和4年10月からの短時間勤務職員の加入等による医療費の増加などが見込まれます。

このため、令和7年度には短期積立金が枯渇することも見込まれています。

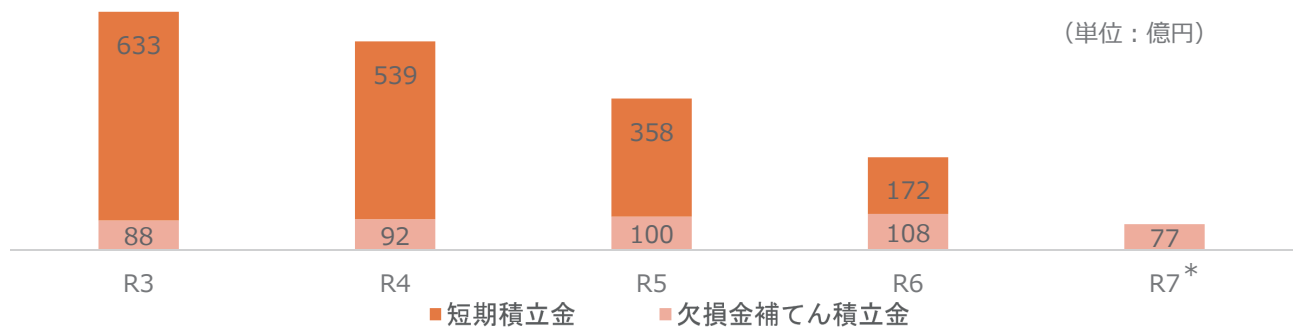
■ 令和2年度短期経理の支出割合
(支出総額1,783億円)



■ 後期高齢者支援金及び医療費の推計



■ 短期積立金等の推計（短期経理財政の状況）



* 短期積立金がゼロとなり、法定の欠損金補てん積立金も一部取崩し

健康増進及び疾病予防に係る福祉事業のさらなる充実について

当組合は、人間ドック、特定健康診査・特定保健指導、データヘルス事業等の事業の充実に向けて、重点的に取り組んでまいりました。

今後とも、すべての組合員・被扶養者の健康水準の向上を図ることは、当組合の重要な使命です。また、短期経理財政の安定化に向けた医療費増嵩対策としても重要です。

このため、必要な財源を確保しつつ、各種事業の量的・質的な充実を図ってまいります。